

# 加入者異動届

一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会 理事長 様

申込日 年 月 日

施設・団体番号				
共済契約者又は施設等 所在地 名称 代表者名等 電話番号	㊟			
				担当者 :

下記のとおり届け出ます。

※異動前施設のみ記入				フリガナ	
会員番号				会員氏名	㊟

異動前施設

異動後施設団体番号		異動後施設団体名	
異動年月	20 年 月	加入年月日 (西暦)	年 月 日
生年月日 (西暦)	年 月 日	自助年金加入	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入

異動後施設

異動前施設団体番号		異動前施設団体名	
異動年月	20 年 月	職種	
標準給与月額 (注意事項③参照)	円	職種コード	
掛金区分	<input type="checkbox"/> 通常掛金 <input type="checkbox"/> 2倍掛金	自助年金加入	<input type="checkbox"/> 加入継続 <input type="checkbox"/> 脱退

【注意事項】

- ①会員が共済会に加入している別の施設団体へ異動を希望した場合、異動前後で異動年月に1カ月も間がない場合は会員継続異動ができます。  
※異動前後の異動年月に間がある場合は異動できません。(退会・加入届必要)
- ②この届は、異動前後の施設団体でそれぞれ別々に作成し、異動前の施設団体は異動年月の翌月の10日、異動後の施設団体は異動年月の当月の10日必着で共済会へ提出してください。
- ③年度途中の異動により標準給与月額が増減した場合でも、当年度認定した標準給与月額・掛金額は翌年3月までは変更できません。但し、掛金区分は変更ができます。  
※掛金区分を変更した場合のみ掛金額が変更になります。
- ④掛金区分・職種を変更する場合は別途「加入者変更届」は必要ありません。
- ⑤自助年金に加入している場合は、この加入者異動届と同時に共済会へ連絡してください。
- ⑥記入後コピーして、事業所控えとして保存してください。

<個人情報の取扱いに関する注意事項>

申請者にかかわる個人情報は、申請事項業務及びこれに付帯する業務の範囲内で利用されます。